

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条中「委員長は」の右に「、別に定める場合を除き」を加え、「会議」を「会議の運営に関する事項」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(局安全衛生小委員会)

第14条 局委員会は、必要な事項を調査審議させるため、局安全衛生小委員会（以下「局小委員会」という。）を設置することができる。

2 局小委員会の委員長は、管理者が定める者とし、審議事項、構成及び会議の運営に関する事項については、第11条から第13条までの規定を準用する。

別表中「(第3条、第4条、第5条及び第8条関係)」を「(第3条、第4条、第5条、第8条及び第15条関係)」に、「職員課長」を「研修・厚生担当課長」に、「給与労政係長」を「労政係長」に、「管財係長」を「防災・管財係長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)